

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）第2条第1号の規定に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、本町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 幕別町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、町内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱。
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備、改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

幕別町地域防災計画は本編及び次の各編から構成し、幕別町水防計画とも整合を図るものである。

- 1 地震・津波防災計画編
- 2 資料編

第3節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が損なわれないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程などにおける女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

国、指定公共機関、道及び町は、防災計画間の必要な調整、国から道に対する助言等又は道から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努めることとする。

町は、道の他、道内外の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。

町は、東日本大震災の教訓を生かした総合的な防災・減災対策を推進するために、防災担当部署だけではなく、あらゆる分野や事業について、「防災・減災」の観点から総点検を行い、ヒト・モノ・カネなどの必要な資源を割り当てる「防災の主流化」を図ることにより、災害に強い地域づくりを進めるものとする。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第 118号） |
| (3) 町防災会議 | 幕別町防災会議 |
| (4) 本部（長） | 幕別町災害対策本部（長） |
| (5) 町防災計画 | 幕別町地域防災計画 |
| (6) 防災関係機関 | 幕別町防災会議条例（昭和38年条例第 2 号）第 3 条に定める委員の属する機関 |
| (7) 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、疾病者及び外国籍住民などのうち、特に配慮を要する者 |
| (8) 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |
| (9) 町内会 | 行政区 |

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行う。

- 1 修正は、次に掲げるような事項についてその変更を認めた場合とする。
 - (1) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態に著しく遊離したとき。
 - (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
 - (3) 新たな計画を必要とするとき。
 - (4) 国の防災基本計画の変更（改定）が行われたとき。
 - (5) その他防災会議会長が必要と認めるとき。
- 2 軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）又は緊急の必要があるときは、会長が修正し、町防災会議に報告する。なお、変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告する。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

幕別町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

1 幕別町及びとかち広域消防事務組合

機 関 名	事務または業務の大綱
町長部局及び消防機関	(1) 町防災会議に関する事務を行うこと (2) 災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること (3) 幕別町水防本部の設置並びに組織の運営に関すること (4) 防災に関する組織の整備に関すること (5) 住民の自主防災組織に関すること (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況調査に関すること (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (8) 防災訓練の実施に関すること (9) 防災に関する施設、設備の整備に関すること (10) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること (11) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (12) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること (13) 災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること (14) 災害時における消防、救助及び救急業務に関すること (15) 避難指示、高齢者等避難に関すること (16) 住民の避難誘導に関すること (17) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること (18) 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること (19) 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関すること (20) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること (21) 要配慮者の把握及び養護に関すること (22) 災害ボランティアの受入に関すること (23) その他町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること
幕別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること (2) 応急教育の実施に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること (4) 町立学校における防災教育に関すること。

2 指定地方行政機関（基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広開発建設部 帯広河川事務所 池田河川事務所 帯広道路事務所 広尾道路事務所 足寄道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 十勝川水系、札内川、猿別川、途別川の水防警報及び洪水予報に関すること (3) 災害の予防及び災害の拡大防止のための町への支援に関すること (4) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣に関すること (5) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること (6) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (7) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること (8) 国道の整備並びに災害復旧に関すること (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること

北海道農政事務所 (帯広地域拠点)	(1) 災害時における米穀の確保、応急供給及び緊急輸送に関すること
北海道森林管理局 十勝西部森林管理署	(1) 国有林野の治山事業の実施並びに保安施設等の保全に関すること (2) 国有林野の林野火災対策に関すること (3) 町の要請に基づく緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること
釧路地方気象台 帯広測候所	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
北海道財務局 帯広財務事務所	(1) 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督(緊急措置の指示等を含む。)に関すること (2) 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること
北海道運輸局 帯広運輸支局	(1) 自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること (2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保を図ること

3 自 衛 隊

機 関 名	事務または業務の大綱
陸上自衛隊第5旅団	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ協力すること (3) 災害派遣要請権者の要請または独自の判断に基づく予防派遣または事前救護に関すること (4) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救護物資の輸送、道路の応急復旧、応急医療、防疫、給水及び通信の支援等に関すること

4 北 海 道

機 関 名	事務または業務の大綱
十勝総合振興局	地域創生部危機対策室 (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること (3) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け総合整備を図ること (6) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと
	帯広建設管理部 〃 大樹出張所 (1) 所管する道路及び河川の維持管理、災害応急対策並びに災害復旧を行うこと (2) 水防活動の技術指導に関すること (3) 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること (4) 管理河川の水位の観測及び水防警戒を行うこと (5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関すること
	保健環境部 (1) 災害時の応急治療、防疫活動の実施、指導及び伝染病の予防に関すること (2) 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持の指導に関すること (3) 被災地の医薬品及び衛生資材等の供給に関すること (4) 要配慮者対策に関すること (5) 救助法の適用に関すること
十勝教育局	(1) 災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと (2) 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること
十勝農業改良普及センター	(1) 被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと

東部支所 南部支所	(2) 被災地の病虫害の防疫指導、その他の営農指導を行うこと
十勝総合振興局森林室	(1) 道有林野の治山事業の実施及び保安施設等の保全に関すること (2) 道有林野の林野火災対策に関すること (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧資材の供給に関すること

5 警 察

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広警察署 幕別駐在所 札内交番 糠内駐在所 忠類駐在所	(1) 災害に関する情報等の収集報告及び広報に関すること (2) 避難誘導、被災者の救助その他人命保護の措置に関すること (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (4) 災害警備本部の設置運用に関すること (5) 災害時における交通秩序の維持に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 災害に伴う犯罪の予防その他社会秩序の維持等治安に関すること (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

6 指定公共機関（基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
北海道旅客鉄道(株) 幕別駅 札内駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと
日本貨物鉄道(株) 北海道支社	
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
北海道電力(株)	(1) 電力施設等の防災対策を行うこと
北海道電力ネットワ ーク(株)道東統括支店	(2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと
電源開発(株) 北海道支社	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと (2) ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を行うこと
日本放送協会 帯広放送局	(1) 予報(注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
日本銀行帯広事務所	(1) 災害時の金融機関の手持ち現金増強、相互間融通等の指導を行うこと (2) 被害時における預金の払戻し、手形交換、災害関係融資、被災金融機関の早期営業、営業時間の延長、休日臨時営業等の特別措置について金融機関の指導を行うこと (3) 災害時において金融機関の寄託券保管高の補強を図り、損傷銀行券の引換措置を行うこと
日本郵便株式会社 (幕別町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務の確保を図ること (2) 郵便の非常取扱いを行うこと (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ北海道支社帯広支 店	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

日本赤十字社北海道支部幕別町分区	(1) 災害時における救援物資の供給に関すること (2) 救助に関し、防災ボランティアの行う救助活動の連絡調整を行うこと (3) 災害義援金の受領、配分及び募集を行うこと
日本通運(株)帯広支店	(1) 災害時におけるか貨物自動車(トラック)による救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと (2) 災害時における避難者の輸送の協力に関すること
福山通運(株)	
佐川急便(株)北海道支社帯広店	
ヤマト運輸(株)北海道支社道東主管支店	
西濃運輸(株)	

7 指定地方公共機関（基本法第2条第6号の規定に基づき、公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道知事が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広ガス(株)	(1) ガス供給施設の確保、災害時供給及び規制を行うこと (2) 非常災害時の出火、中毒事故防止及び応急対策を行うこと
(一社)北海道LPガス協会十勝支部	(1) LPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 (2) 災害時の応急措置及び復旧工事 (3) 被災地へのLPガスの供給及び設備工事 (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
(一社)十勝医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること
(一社)十勝歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること
北海道放送(株)帯広放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
札幌テレビ放送(株)帯広放送局	
北海道テレビ放送(株)帯広支社	
北海道文化放送(株)帯広支社	
(一社)十勝地区トラック協会、十勝地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
(一社)北海道警備業協会帯広支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること

8 公共団体、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事務または業務の大綱
幕別町農業協同組合 札内農業協同組合 忠類農業協同組合 帯広大正農業協同組合 十勝農業共済組合 東部事業所 南部事業所	(1) 農作物の災害応急対策、指導を行うこと (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと (3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと (4) 農業生産共同施設等の災害予防、応急対策及び復旧対策を行うこと (5) 農作物の需給調整を図ること (6) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと (7) 家畜の防疫に関すること
幕別町森林組合	(1) 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと

幕別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること (2) 被災商工業者の経営指導及び融資並びに斡旋を行うこと
北洋銀行幕別支店、十勝信用組合幕別支店、帯広信用金庫札内支店	(1) 災害時の資金の融資及び斡旋に関すること
幕別建設業協会	(1) 災害時における災害応急対策、災害復旧につき関係機関の支援を行うこと
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと (2) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
(株)おびひろ市民ラジオ (FM-WING) (株)エフエムおびひろ (FM-JAGA)	(1) 災害時における町が行う避難指示等の情報提供を迅速かつ正確に非常放送を実施すること

第7節 住民及び事業者の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業者は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟しその実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

また、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害時の危険箇所の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動
- キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

2 事業者の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び事業所等の暖房・給湯用燃料の確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努めるものとする。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。